

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年2月4日 11時30分ごろ
発生場所	島根県島前西方沖 三度埼灯台から真方位339° 2.9海里付近 (概位 北緯36° 06.7′ 東経132° 55.6′)
事故の概要	漁船美栄丸は、西進中、また、漁船潮香は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 美栄丸、4.91トン SN3-13048（漁船登録番号）、個人所有 第272-10480号（船舶検査済票の番号） B 漁船 潮香、0.6トン SN3-18517（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約2.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、潮上りの目的で手動操舵により西進中、B船と衝突した。 船長Aは、本事故時、周囲にいた約10隻の漁船のうち、右舷船首方の1隻が潮上りを始め、気になって注視していたので、船首方のB船に気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を北方に向け、機関を停止して漂泊中、船長Bが、後部甲板で左舷方を向いて腰を掛け、釣りをしていたところ、A船と衝突した。 船長Bは、本事故当時、釣りに没頭するほどではなかったが、周囲の状況をあまり気にしていなかったため、A船に気付かなかったと本事故後に思った。
分析	A船は、船長Aが、右舷船首方の漁船に注意を向け、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、釣りをしていた周囲の見張りを適切に行ってい

	なかったことから、A船に気付かずに漂流を続け、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が西進中、B船が漂流中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。